

銚田市結婚支援事業補助金

募集要項

銚田市結婚支援事業補助金は、少子化、人口減少が進展し男女の出会いの場が少なくなる中、未婚化、晩婚化を解消し活力ある地域づくりを進めるため、男女の出会いの機会を提供する事業等を実施する団体に対して、補助金を交付するものです。



【お問合せ先】

銚田市政策企画部まちづくり推進課

電話 0291-33-2111(内線1305)

0291-36-7154(直通)



1. 応募団体の要件

補助の対象となるのは、次の要件に該当する団体です。

- (1) 5人以上の構成員を有し、代表者及び構成員の8割以上が銚田市民であること
- (2) 主に市内で活動を行っていること
- (3) 定款、規則または会則を有していること
- (4) 適切な会計処理がおこなわれていること
- (5) 自主的かつ積極的に結婚支援活動を推進していること
- (6) 市の結婚支援事業に積極的に協力できる団体であること

2. 補助対象となる事業

補助の対象となるのは、上記団体が実施する事業のうち、次の要件に該当する事業です。

- (1) 結婚に対する意識向上等を図る事業（セミナーなど）
- (2) 出会いの機会の提供を図る事業（婚活イベントなど）
- (3) 団体の構成員の結婚支援の体制の向上を図る事業（スキルアップセミナーなど）

*ただし、上記を満たす場合でも、次に該当する場合は補助の対象となりません。

- イ. 補助金の申請年度に、銚田市からの他の補助金、助成金を受けている事業
- ロ. 当該団体の経常的な運営維持管理に属すると認められる事業
- ハ. 政治活動、宗教活動、他団体を補助する活動、及び営利目的の活動

3. 補助対象となる経費

補助の対象となる経費は、事業をおこなうために必要な経費です。

◇補助対象となる経費の例 ※【】内は項目

ハガキ、切手、電話代【通信運搬費】／ポスター、チラシの印刷【印刷製本費】／事務用消耗品、コピー用紙代【消耗品費】／会場使用料【使用料】／イベント機器の借上料【借上料】／イベントにおける参加者の飲食代【食糧費】など

※イベントにおける参加者1人あたりの補助対象経費の上限は5,000円（飲食代上限3,000円）となります。

なお、以下の経費は補助の対象外となります（団体の自主財源から支出してください）。

- (1) 当該団体の経常的な運営維持管理経費
- (2) 構成員に対する人件費・飲食代、謝礼・旅費等
- (3) 構成員以外への5万円以上の謝礼
- (4) 備品購入費
- (5) 物品販売に係る経費

ただし、審査委員会で認められたものを除きます。

4. 団体の募集

補助金を希望する団体は、この要項に定められた募集期間内に、『銚田市結婚支援事業補助金交付要望書（様式第1号）』に必要書類を添えて、市役所まちづくり推進課へ提出してください。

- ◇募集期間 令和2年11月30日（月）まで
- ◇受付時間 9時00分～17時00分 *ただし、土日祝祭日を除く
- ◇提出先 銚田市政策企画部 まちづくり推進課
- ◇提出書類
 - ・銚田市結婚支援事業補助金交付要望書（様式第1号）
 - ・事業計画書（様式第2号）
 - ・事業予算書（様式第3号）
 - ・団体調書（様式第4号）
 - ・団体の定款又は規約及び会員名簿
 - ・その他市長が必要と認める資料

5. 補助金審査と補助の内定

提出された事業に対する事業審査を実施し、補助金交付の可否を決定します。

◇審査委員会の構成

審査は行政で構成する「銚田市結婚支援事業補助金審査委員会」が行います。

◇審査の内容

審査委員会は、団体より提出された書類について書類審査を行います。

書類審査後、団体のプレゼンテーションによる事業説明及びヒアリング審査を行います。※プレゼンテーションの発表形式は各団体の自由です。

◇審査の基準

事業審査では、下記の項目を中心に着目して審査をおこないます。

①公益性・・・特定の個人や団体の利益活動・親睦活動ではないか。

②実現性・・・事業の内容や方法は適当か。／収支計画に無理はないか。
参加者の募集方法は適当か。

③継続性・・・継続するための組織体制はあるか。
継続的な活動が見込まれるか。

④将来性・・・将来的に行政と協力体制を構築できるか。
参加者からのアンケートの実施や名簿等を整理し、今後の活動に活かせるか。

◇審査結果と補助の内定

審査の結果、各事業への補助金交付の可否が決定されます。審査結果が「合格」及び「条件付き合格」の場合のみ、補助金の交付申請をすることができます。

◇審査結果の内容は次のとおりです。

- ・合格・・・提出された事業内容に対する補助金の交付を内定します。ただし、審査の結果、補助金額を減額する場合があります。
- ・条件付き合格・・・提出された事業内容や予算計画に不備がある場合、内容の修正を条件に補助金の交付を内定します。補助金額が減少する場合があります。
- ・不合格・・・事業内容が補助金の交付要件を満たしておらず、補助金を交付できません。

◇審査結果の公表

審査結果は、応募団体へ通知します。

◇審査委員会の日程

要望があった時点で、随時実施します。

※補助対象事業団体数及び補助金額は、予算の範囲内で決定します。

6. 補助金の申請と交付決定

審査の結果「合格」・「条件付き合格」の通知を受けた団体は、『銚田市結婚支援事業補助金交付申請書（様式第5号）』に関係書類を添えて、市役所まちづくり推進課へ提出してください。申請内容に不備がなければ、団体への補助金交付が正式に決定されます。

- ◇提出書類
- ・銚田市結婚支援事業補助金交付申請書（様式第5号）
 - ・事業計画書（様式第2号）
 - ・事業予算書（様式第3号）
 - ・団体調書（様式第4号）
 - ・団体の定款又は規約及び会員名簿
 - ・その他市長が必要と認める資料

※「条件付き合格」の団体は、指摘された内容を修正の上、申請してください。

7. 事業の実施

補助金の交付が決定した団体は、交付決定を受けた事業内容に従い、事業を実施してください。

なお、事業実施にあたり下記項目に該当する場合は、別途手続きが必要となりますので、事前に市役所まちづくり推進課にご相談ください。

- ・事業内容及び事業予算額に変更が生じる場合
- ・事業を中止する場合
- ・団体名、代表者名、事業名、住所、事業期間、代表者印の変更が生じる場合

8. 事業完了と実績報告の提出

補助対象事業が完了したら、事業完了後30日以内、もしくは令和3年3月31日（水）のいずれか早い日までに『事業実績報告書（様式第9号）』及び関係書類を市役所まちづくり推進課に提出してください。

- ◇提出書類
- ・ 銚田市結婚支援事業補助金実績報告書（様式第9号）
 - ・ 事業実績書（様式第10号）
 - ・ 事業決算書（様式第11号）
 - ・ 補助金の執行が確認できるもの（領収書の写し等）
 - ・ 事業記録（実施事業の様子や購入物品の写真等）
 - ・ その他市長が必要と認める資料

9. 補助金額の確定と支払い

提出された事業実績報告を審査し、補助金額が確定されます。

確定後、補助金の『交付確定通知書（様式第12号）』を送付しますので、『補助金請求書（様式第13号）』により補助金の請求をおこなってください。

***なお補助金の受け取りは、希望により事業完了前に交付決定された補助金の8割を限度（1万円未満は切り捨て）に概算払いの請求ができます。**

10. その他

◇補助事業の発表

当該補助を受け、事業を実施した団体は、銚田市出合いサポート推進協議会等において、補助対象事業の発表をお願いする場合があります。

補助金交付の流れ

